

# 施設設備基準別添付書類チェックリスト【登録申請】

〈野積倉庫用〉

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
—	—	—	規則第4条第3項の規定の適用を受ける場合 (変更登録のみ)	<input type="checkbox"/> 登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 変更登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 適合確認書の写し			
1	—	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること  <規則第3条の3第1項第1号>	土地について	<input type="checkbox"/> 土地所有権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4イ> ※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し等を提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない<運用方針〔3〕2-4ニなお書き>	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
				<input type="checkbox"/> 土地賃借権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4ロ>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）		
				<input type="checkbox"/> 公有不動産又は公有水面（土地）を使用する場合 <運用方針〔3〕2-4ハ>	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 使用許可証明書		
				<input type="checkbox"/> 倉庫完成前の登録申請の場合 <運用方針〔3〕2-4ニ> ※倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない	<input type="checkbox"/> 建築確認済証 <input type="checkbox"/> 建築見積書 <input type="checkbox"/> 請負契約書		
				<input type="checkbox"/> 倉庫完成後の登録申請の場合	<input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
				<input type="checkbox"/> 建物所有権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4イ> ※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し等を提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない<運用方針〔3〕2-4ニなお書き>	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
				<input type="checkbox"/> 建物賃借権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4ロ>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）		
				<input type="checkbox"/> 公有不動産を使用（建物）する場合 <運用方針〔3〕2-4ハ>	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 使用許可証明書		
				建物について			

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準			添付書類	別添番号	備考	
2	□	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること  <規則第3条の3第2項>	建築基準関係規定	消防法	右欄のうち該当するもの全てにマーク  □倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 <運用方針〔4〕2-1□(1)>	□消防用設備等検査済証（検査後直ちに）			
				港湾法	□港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあつては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1□(2)>				□当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類
				都市計画法	□都市計画区域等に設けられる倉庫にあつては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1□(3)>				
11	□	消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること（倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす）  <規則第3条の4第2項第9号>	右欄のいずれかを選択	□建築確認を要する倉庫		□建築確認済証			
				□建築確認を要しない倉庫		□完了検査済証			
				右欄のいずれかを選択		右欄のいずれかを選択 □消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合） □消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）			
		右欄のいずれかを選択	右欄のいずれかを選択	右欄のいずれかを選択	□消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） □消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合） □消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）				
		右欄のいずれかを選択	右欄のいずれかを選択	右欄のいずれかを選択	□耐火建築物の場合： 200㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第2項>  □耐火建築物以外の場合： 100㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第1項>	□消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） □消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合） □消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）			

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
14	□	工作物又は土地であって、その周囲が国土交通大臣の定める防護施設をもって防護されていること  <規則第3条の7第2項第2号>	<input type="checkbox"/> (□塀 □柵 □格子 □鉄条網) であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物が倉庫の周囲に設けられている <運用方針〔4〕5-3>	<input type="checkbox"/> 倉庫の配置図  <input type="checkbox"/> 左欄の内容が明示された図面			
			<input type="checkbox"/> 他の建物の敷地内に倉庫を設ける場合で、当該建物周囲に(□塀 □柵 □格子 □鉄条網) であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物を設けており、倉庫位置を明示する白線を引く等の措置がとられている <運用方針〔4〕5-3なお書き>	<input type="checkbox"/> 倉庫の配置図  <input type="checkbox"/> 左欄の内容が明示された図面			
			<input type="checkbox"/> 水面に面していない	<input type="checkbox"/> 倉庫の配置図			
			<input type="checkbox"/> 水面に面している場合は、最高水面から1.5m以上の岸壁がある <運用方針〔4〕5-3>	<input type="checkbox"/> 倉庫の配置図  <input type="checkbox"/> 左欄の内容が明示された図面			
15	-	国土交通大臣の定める防犯上有効な設備を有していること  <規則第3条の7第2項第3号・第3条の8第2項第3号>  ★野積倉庫が他の種類の倉庫、関連会社の工場の敷地内等に設けられており、当該倉庫等において外灯が措置されている場合その他野積倉庫が設けられている施設内に外灯が設けられており、基準の照度が恒常的に確保できると認められる場合を含む	照明装置 <input type="checkbox"/> 運用方針〔4〕5-4イの照明方法により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度がある <運用方針〔4〕5-4イ>	<input type="checkbox"/> 照明装置の仕様書(照明設備表)  <input type="checkbox"/> 照明装置の位置が確認できる書類(1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)  <input type="checkbox"/> 照度の測定結果等を証する書類(測定結果の写真等)			
			警備体制 <input type="checkbox"/> 警備業法第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していなければならない <運用方針〔4〕2-11ロ>	<input type="checkbox"/> 警備業務用機械装置を設置している  <input type="checkbox"/> 宿直などを警備会社に委託している  <input type="checkbox"/> 24時間自社警備を行っている	<input type="checkbox"/> 警備契約書  <input type="checkbox"/> 警備契約書  <input type="checkbox"/> 警備状況説明書		
			右欄のいずれかを選択				
16	□	建物屋上を倉庫とする場合は、当該屋上の床の強度(3,900N/m <sup>2</sup> 以上)が国土交通大臣の定める基準に適合しているとともに、保管する物品が屋上から落下することを防ぐ措置が講じられていること  <規則第3条の7第2項第4号>	<input type="checkbox"/> 民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m <sup>2</sup> 以上の積載荷重に耐えられる強度有していると証明されたもの	右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 建築士事務所が作成した構造計算書その他の書類  <input type="checkbox"/> 検査機関が作成した構造計算書その他の書類			
			<input type="checkbox"/> 周囲に防護ネットを展張してある <運用方針〔4〕5-5ロ>	<input type="checkbox"/> 平面図			
			<input type="checkbox"/> ラックを使用して貨物を保管している <運用方針〔4〕5-5ロ但し書き>	<input type="checkbox"/> ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したもの(平面図に図示)			
			<input type="checkbox"/> 外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている <運用方針〔4〕5-5ロ但し書き>	<input type="checkbox"/> 貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示)			
		<input type="checkbox"/> 庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まることがない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m <sup>2</sup> の荷重に耐えられる強度を有する <運用方針〔4〕5-5ロ但し書き>	<input type="checkbox"/> 貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示)  <input type="checkbox"/> はいつげ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類				

(注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ロなお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合においては、矩計図等の提出を要しない。

(注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ハなお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合においては、建具表等の提出を要しない。

(注3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号木により添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあつては、縮尺を原則1/300~1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。